

香川地方最低賃金審議会
第2回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開 催 日 時	令和2年9月29日 15時16分～16時48分		
開 催 場 所	香川労働局 第一会議室		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主 要 議 題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議 事 要 旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 953円(+13円引上げ)</p> <p>根拠: ①香川県製造業平均高卒初任給月額165,700円を時間額に換算すると953円となり、現行の最賃額(940円)との差13円を解消すること、②船舶と機械は、ともに鉄工・金属加工等の業務が中心であるが、船舶の最低賃金との格差13円を解消すること、③地域最低賃金との差が広がっているが底上げを行うことのため。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 947円(+7円引上げ)</p> <p>根拠: 使用者側の考えも理解できるので、差を2年程度かけて解消するとして、13円の半分程度の7円を主張する。</p> <p>労働者側 第3回提示額 : 947円(+7円引上げ)</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 941円(+1円引上げ)</p> <p>根拠: 現状が尋常ではなく、賃金も借金をして払っているような状況である。自分たちの力ではどうしようもないところである。コロナの状況も2年は続くと思われ、不安で一杯である。雇用の維持と経営継続で精一杯である。労働者側の主張はここ数年同様であり、労働者側としても立ち止まって協調して欲しい。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 941円(+1円引上げ)</p> <p>労働者側、使用者側共に歩み寄りの様子が見えないうえ、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和2年10月6日13時30分から開催することを確認した。</p>		